

教職員の働き方改革プラン2017の概要

岐阜県教育委員会においては、教職員の適正な労務管理を行い勤務の適正化を図るために、次の3点に重点的に取り組むこととする。

まず、時間外勤務時間の上限を年720時間・月80時間とし、これを超える勤務の根絶を目標として掲げ、学校とともに、徹底した事務事業等の見直し、改善を断行する。

また、ハラスメントやメンタル不調などの事案を速やかにかつ確実に把握することとし、事案を把握した場合には事務局が学校と協力して調査等を行い、迅速な解決を図る。

さらに、これまでの人事配置・人事評価等を検証し、中期的な課題の解決に向けた「(仮称)岐阜県教育委員会人事ビジョン」を策定する。

そして、これらに具体的に取組むため「教職員の働き方改革プラン2017」を次のとおり定め、平成29年7月1日付けで事務局内に体制を整備の上、各項目の着実な実行を図る。

1 長時間勤務の解消

- (1) 正確な勤務時間の把握
- (2) 早期退勤日等の設定
- (3) 業務内容の徹底的な見直し
- (4) 部活動休養日の設定等
- (5) 外部人材配置の推進
- (6) その他

2 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

- (1) 高ストレス職員の把握と指導
- (2) 事案の速やかな察知と解決
- (3) 管理職等のマネジメント力の向上

3 人事管理の検証と見直し

- (1) 人事管理の検証
- (2) 人事管理の見直し

4 市町村教育委員会に向けた取組

5 国に向けた要望

6 進捗管理

教職員の勤務環境の改革に関する総合的な取組方針について

岐阜県教育委員会におきましては、これまでも時間外勤務の縮減等、教職員の勤務環境の改善に取り組んでおり、各県立学校・各市町村教育委員会に積極的な取組を促してきたところです。

また、昨年度からは「岐阜県教職員コンプライアンス向上委員会」の提言を受け、さらに多忙化の軽減・解消に努めてまいりました。

しかしながら、教職員の勤務環境が飛躍的に改善することはなく、時間外勤務手当という概念が無いことから、いわゆる「ブラック企業」と同列に語られることもあります。

こうした中で、平成25年5月に郡上特別支援学校講師が自死した事案が、本年3月に公務災害と認定され、ご遺族から「過労自殺・過労死の発生を防止するために万全の対策をたてること」等の申入れがありました。

この事案の経緯も踏まえ、適切な労務管理を行い、勤務の適正化を図るために、単に学校現場に取組を促すだけではなく、教育委員会事務局の業務のあり方も含め、抜本的な改革を進めるための総合的な取組方針を別紙のとおり決めました。

これにより、教職員の皆さんが元気に児童生徒と向き合い、職務が遂行できるよう取組んでまいります。

平成29年6月

岐阜県教育委員会教育長 松川禮子

別紙

教職員の働き方改革プラン2017

岐阜県教育委員会においては、教職員の適正な労務管理を行い勤務の適正化を図るために、次の3点に重点的に取り組むこととする。

まず、時間外勤務時間の上限を年720時間・月80時間とし、これを超える勤務の根絶を目標として掲げ、学校とともに、徹底した事務事業等の見直し、改善を断行する。

また、ハラスメントやメンタル不調等の事案を速やかにかつ確実に把握することとし、事案を把握した場合には事務局が学校と協力して調査等を行い、迅速な解決を図る。

さらに、これまでの人事配置・人事評価等を検証し、中期的な課題の解決に向けた「(仮称)岐阜県教育委員会人事ビジョン」を策定する。

そして、これらに具体的に取組むため「教職員の働き方改革プラン2017」を下記のとおり定め、平成29年7月1日付けで事務局内に体制を整備の上、各項目の着実な実行を図る。

記

1 長時間勤務の解消

(1) 正確な勤務時間の把握

① 休日も含めた出退勤時間の把握

- ・退勤簿は、原則毎日、退勤時間だけでなく出勤時間も記録することとし、翌朝管理職が確認する
- ・事務局職員が学校訪問を実施し、個人面談により直接実態を把握する
- ・自宅等で行われている業務の実態把握について、検討する

② 出退勤時間記録の電子化を検討

- ・出退勤時間を簡便な方法により常時把握できるシステムの導入について検討する

(2) 早期退勤日等の設定

① 8の日、ノー残業デーの徹底

- ・8の日、ノー残業デーは、原則18時までに退勤することとし、管理職が全ての職員の退勤を督促、確認する
- ・原則水曜日にノー残業デーを設定し、原則どおりの実施が難しい

場合には、他の日に振替実施する

② 会議や研修等を実施しない期間の設定

- ・平成29年度は、既に予定済みの研修を除き8月6日（日）～8月16日（水）に県教育委員会が主催する会議や研修等を実施しない
- ・平成30年度以降は、同期間に県教育委員会が主催する会議や研修等は実施しないこととし、期間の拡大を検討する
- ・市町村教育委員会及び知事部局にも同内容の実施を促す

③ 早期退勤や休暇取得をしやすい環境づくり

- ・①②の取組について、地域や保護者への理解と協力を求める
- ・管理職が勤務時間外に在勤している職員をあらかじめ把握できる仕組みを検討する
- ・年休を取得しやすくするよう運用方法の改善を図る

(3) 業務内容の徹底的な見直し

① 事務事業の見直し

- ・学校訪問は、合同実施や原則事前通告なしで行う等の改善により、事前準備を簡素化する
- ・職員研修は、より負担が少なく効率的に実施するため、テレビ会議システムを活用した研修を増やす等、内容、会場、回数等を見直す
- ・研究指定校は、指定校及び指定地域の縮減を図るとともに研究内容の精選、効率化を図る
- ・学校行事を精選するとともに、使用する資料・資材の簡素化、複数年活用等の工夫による負担軽減を図る
- ・教材の共同利用や外部支援等により、教材研究の負担を軽減する
- ・その他、日常の教育活動や校内研究等について、不断の見直しを実施する

② 会議開催回数等の縮減

- ・単なる連絡、報告等の会議は、他の方法に切り替える
- ・出席者、配布資料は、必要最小限とする
- ・形式的な挨拶、出席者紹介、配布資料の確認等は極力省略し、会議時間を短縮する

③ 課外業務等の見直し

- ・見守り活動や課外活動等の実施にあたって、地域やボランティア等との役割分担や支援による負担軽減を図る

(4) 部活動の休養日の設定等

- ① 高等学校
 - ・休日1日以上の休養日をルール化する
 - ・休日の大会への参加等、やむを得ない場合は代替休養日进行ける
- ② 特別支援学校
 - ・高等学校に準じることとする
- ③ 表彰基準の見直し
 - ・学校部活動等指導功勞者表彰の表彰基準などの運用を見直す

(5) 外部人材配置の推進

- ① 外部人材配置の推進
 - ・現在配置している外国人児童生徒適応指導員や暴力行為等未然防止員等に加え、より多くの専門的知識を持った外部人材の配置を推進する

(6) その他

- ① 公務とされていない業務の実施方法の見直し
 - ・職務専念義務を免除して実施している業務を洗い出し、実施するかどうかも含め見直しを行う
- ② 保護者との連絡や連携のあり方の検討
 - ・緊急時を除き、勤務時間外における保護者との連絡や連携は必要最小限とするよう理解を求める
- ③ 校舎管理の見直し
 - ・職員室等職員が常駐する場所の空調を効かせる時間は、原則平日の8時半から17時までとする
- ④ 虚礼廃止
 - ・過度に儀礼的な対応は抑制する

2 ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

(1) 高ストレス職員の把握と指導

- ① ストレスチェックの完全実施
 - ・未実施者に対し、管理職が実施を指導する
 - ・効果的なストレスチェックのあり方について、検討する
- ② 高ストレス職員への医師による面談実施の徹底
 - ・ストレスチェックにより、高ストレスと判定された職員は、必ず専門医と面談を行うよう指導する

(2) 事案の速やかな察知と解決

- ① 事務系職員による相談窓口の設置
 - ・教員同士の間人関係を離れて相談することができるよう、教育総

務課内に事務系職員による相談窓口を設置する

- ・上記を含め、相談窓口の存在を各教職員へ周知する

② 個人面談による把握

- ・管理職が全ての教職員との面談による丁寧なヒアリングを行う
- ・学校内のヒアリングのみならず事務局職員も各学校を直接訪問して調査を行う等能動的な事案の把握に努める

③ 人事管理会議（対策会議）による対応

- ・把握した事案については、事務局が学校と協力して調査を行い、個々の事例に即して、適切・迅速な解決を図る

(3) 管理職等のマネジメント力の向上

① 管理職候補者への研修の見直し

- ・管理職登用前にマネジメント研修等を実施する

② 管理職の意識改革

- ・管理職の人事評価項目に、在校時間管理や職務環境改善に関する取組を盛り込む

3 人事管理の検証と見直し

(1) 人事管理の検証

① 業務分担、人事評価等に関する実態調査

- ・職員の業務量に見合った人員配置、経験に応じた業務の分担、適正な人事評価等人事管理の実態を、事務局職員が各学校を直接訪問して調査、検証する

(2) 人事管理の見直し

① (仮称)岐阜県教育委員会人事ビジョン(以下、「人事ビジョン」)の策定

- ・人事管理の検証結果に基づき、人事ビジョンを策定する
- ・人事ビジョンでは、人材登用、人材育成、人事評価のあり方等について、改善すべき点や新たに導入すべき制度等の提案とその実施に向けた工程表を取りまとめる

4 市町村教育委員会に向けた取組

(1) 市町村教育委員会の取組を促進

① 県教育委員会の取組を参考に、市町村教育委員会の取組を促す

- ・特に次の3点については、重点項目として確実な実行を促す
 - a 正確な勤務時間の把握
 - b 時間外勤務時間が年720時間・月80時間を超える職員の

把握と指導

- c 部活動の休養日の設定等（次項及び次々項の『中学校部活動における休養日の設定を要請』『中学校部活動における複数顧問指導体制の実施』を含む）
- ② 中学校部活動における休養日の設定のルール化
 - ・平日1日、休日1日以上休養日を設けることをルール化する
 - ・大会への参加等、やむを得ない場合は代替休養日を設けるようルール化する
- ③ 中学校部活動における複数顧問指導体制の実施
 - ・生徒数減少に伴う教員数減少を踏まえた複数顧問指導体制を実施するため、計画的に部活動の数を減らすよう検討する
- ④ 校務支援システムの導入を促進
 - ・校務を標準化し、業務の効率化を図るための校務支援システムの導入を促す

(2) その他

- ① 取組状況についてのフォロー
 - ・(1) ①の重点項目については、毎年度各市町村教育委員会の実施状況を確認する
- ② 本庁、教育事務所と市町村教育委員会との連携・協力の見直し
 - ・市町村教育委員会の負担軽減、教育事務所の事務の効率化を図る
 - ・危機管理時における情報伝達方法について検討する
 - ・研修校における研修内容の効率化を検討し、負担の軽減を図る
- ③ 負担軽減のための人事配置の推進
 - ・教職員をサポートする人材の活用を検討する

5 国に対し次の事項を要望する

- ① 教職員定数の改善
 - ・地域や学校の実情に応じた教育環境の充実に向け、教職員定数の計画的・安定的な改善を引き続き要望する
- ② 教職調整額の制度の見直し
 - ・現在の教員の勤務実態と大きくかけ離れた教職調整額の制度を実態に見合ったものに見直すよう要望する
- ③ 休日の部活動手当の改善
 - ・「4時間以上で支給」となっている部活動手当の支給基準の柔軟な運用や支給額の増額について要望する
- ④ 教員の給与体系の見直し

- ・ 担任の有無等、勤務実態に合わせたものにできるよう給与体系の見直しを要望する

6 進捗管理

① 進捗管理

- ・ 1～5の取組については、翌年度のプラン策定のため、毎年度進捗管理を行う。